

○第2章 要点・修正一覧

| | | | | |
|--------|---|-------|-----|-----|
| P12～13 | ②富士見橋 BOD75%値 2.5mg/Lで環境基準値（2mg/L）超過。 なお、年4回の調査結果は以下のとおり。 | | | |
| | 5月 | 8月 | 11月 | 2月 |
| | 0.6 | 0.5未満 | 2.5 | 8.2 |
| P14 | 年間配水量及び1日1人あたり配水量について、令和3年度年間配水量が「11,992,299 m ³ 」となっているところ大井上水企業団年間配水量「2,387,800 m ³ 」を加え、「14,380,099 m ³ 」へ修正。 | | | |
| P27～28 | 交通騒音・生活騒音の環境基準、交通騒音の基準限度表及び工場騒音・工場振動の基準にて、「都市計画区域外の地域」を「都市計画区域外の地域（川根地区の一部）」へ修正。 | | | |

○第3章 修正点一覧

| | | |
|-----|---|---|
| P63 | ○ボランティア・サポート・プログラムによる道路の環境美化活動を支援する。【再掲 5-3】 | |
| | 修正前 | 実績： 国道1号線 インターチェンジ周辺の環境美化活動を行う8団体を支援した。1団体が高齢化のためにボランティア・サポート・プログラムをとりやめる意向を示したため、それに対応した。 |
| | 修正後 | 実績： 国道1号 インターチェンジ周辺の環境美化活動を行う8団体を支援した。1団体が高齢化のためにボランティア・サポート・プログラムをとりやめる意向を示したため、それに対応した。 |
| P65 | 上から2つ目。「○市・市民・事業者が一体となり、市全体の温室効果ガス排出量の削減を目指す「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、計画に対する進捗状況の管理を行う。」について計画の上に入っている罫線を削除。 | |

○第4章 変更点一覧

| | |
|-----|---|
| P81 | <p>「電気事業者から提供された電気の使用状況」 表のタイトル変更、項目に1kWhあたりの排出量を追加。</p> <p>「島田市が電力供給を受けている電気事業者の排出係数」 新規追加。</p> <p>「発電設備による発電等の状況」 表のタイトルを変更、施設ごとではなく、発電種類ごとにまとめた。</p> |
|-----|---|